

| | | |
|------------------|--|--|
| 9. 視能訓練士 | 視能訓練士法(S.46) | (法) 医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対する両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う。 |
| 10. 言語聴覚士 | 言語聴覚士法 (H.9) | (法) 言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う。 |
| 11. あん摩・マッサージ指圧師 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 (S.22) | ・ 治療院、施設、患者の自宅等で、あん摩、マッサージ及び指圧の手法を用いて治療をする。 |
| 12. ソーシャルワーカー | ① ホームヘルプサービスチーム運営方式推進事業実施要綱 (H.4.厚生省大臣官房老人保健福祉部長、社会・児童家庭局長連名通知) ② 「障害者の明るいくらし」促進事業実施要綱 (H.10.厚生省大臣官房障害者保健福祉部長通知) | ・ 障害、医療問題その他の要因によって引き起こされる社会生活上の福祉的課題に対して、相談、助言、指導等専門的な援助を行う。 ・ ホームヘルプサービス事業（ノーライゼーション（障害のある人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくり）の理念の実現に向けて、さまざまな障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、コミュニケーション、文化・スポーツ活動等自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、必要な社会参加促進施策を総合的かつ効果的に実施し、障害者に対する国民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進することを目的とする）で、相談に応じ、必要な場合には相談チームを編成して訪問等により相談に当たる。 |
| 13. ケースワーカー | ① 知的障害者更生相談所の設置及び運営について (S.35.厚生省社会局長通知) ② 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設の設備及び運営基準 (S.60.厚生省社会局長通知) ③ 身体障害者更生相談所設置運営基準 (H.5.厚生省社会・援護局長通知) | ・ ソーシャルワークのうち、個人、家庭を対象とする個別的援助活動を行う。 ・ 知的障害者更生相談所で、相談及び生活歴、その他家庭、社会環境調査を行う。資格：1.知的障害者福祉司又は社会福祉主事の資格を有する者、0.前号に準ずると認められる者 ・ 内部障害者更生施設で、更生指導台帳を作成し、生活指導、相談を行う。資格：身体障害福祉司又は社会福祉主事の資格を有する者 ・ 身体障害者更生相談所で、相談及び生活歴その他の調査を行う。資格：7.身体障害福祉司、社会福祉士又は社会福祉主事の資格を有する者、1.前号に準ずると認められる者 |
| 14. 医療ケースワーカー | 民間団体（日本医療社会事業協会及び都道府県の協会）と行政団体との共催研修 | ・ 病院や施設で、患者・入所者、家族の経済的、精神的、社会的な問題の解決のための援助に関する業務を行う。 |
| 15. 社会福祉主事 | 社会福祉事業法 (S.26) | ・ 都道府県の設置する福祉事務所で、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う。 ・ 市町村に設置する福祉事務所で、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福 |

| | | |
|--------------|---|---|
| | | <p>祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う。</p> <p>・福祉事務所を設置しない町村で、老人福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行う。</p> |
| 16. 臨床心理士 | <p>①民間認定資格（日本臨床心理士資格認定協会）</p> <p>②保健所及び市町村における精神保健福祉事業運営要領（H.8.厚生省保健医療局長通知）</p> | <p>・個人又は集団の性格、能力その他の心理的特性及びその障害を明らかにするための心理学的な検査、心理的な問題のある人に対する心理的治療及び相談等を行う。</p> |
| 17. 身体障害者福祉司 | <p>①身体障害者福祉法（S.24）</p> <p>②身体障害者福祉司等の職務内容について（S.26.厚生省社会局長通知）</p> | <p>・都道府県の身体障害者福祉司は、身体障害者更生相談所長の命を受けて、次の業務を行う。1.「市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと」のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行う。2.身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行う。</p> <p>・市町村の身体障害者福祉司は、当該市町村の福祉事務所の長の命を受けて、身体障害者の福祉に関し、次の業務を行う。1.福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行う。2.「身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと」のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行う。</p> |
| 18. 職能判定員 | <p>①知的障害者更生相談所の設置及び運営について（S.35.厚生省社会局長通知）</p> <p>②身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設の設備及び運営基準（S.60.厚生省社会局長通知）</p> <p>③身体障害者更生相談所設置運営基準（H.5.厚生省社会・援護局長通知）</p> | <p>・知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、障害者更生施設等で、職能検査の結果、その他障害特性等の把握に基づき職能的判定を担当する。資格：①知的障害者；イ.学校教育法に基づく大学、又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専攻する学科を卒業した者、ロ.知的障害者福祉司その他社会福祉事業従事者として2年以上その職務を行い前号に準ずる学識経験を有すると認められる者。②身体障害者；ア.社会福祉士の資格を有する者、イ.学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者、ウ.身体障害者福祉司その他社会福祉事業に従事する者として2年以上その職務を行い、前2号に準ずる学識経験を有すると認められる者。</p> |
| 19. 聴能訓練師 | <p>①児童福祉施設最低基準（S.35.厚令）</p> <p>②身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設の設備及び運営基準（S.60.厚生省社会局長通知）</p> | <p>・難聴幼児通園施設で、聴能訓練を担当する。</p> <p>・聴覚・言語障害者更生施設で、聴能訓練（残存聴力を訓練して一般社会との交流をできるだけ容易にすることを目的とする）等を担当する。</p> |

| | | |
|-----------|--|--|
| 20. 心理判定員 | <p>①知的障害者更生相談所の設置及び運営について（S.35.厚生省社会局長通知）</p> <p>②身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設の設備及び運営基準（S.60.厚生省社会局長通知）</p> <p>③身体障害者更生相談所設置運営基準（H.5.厚生省社会・援護局長通知）</p> <p>④児童相談所運営指針（H.10.児発）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、障害者更生施設等で、知能検査の結果、その他心理的諸特性の把握に基づき心理学的判定を担当する。 資格：1.学校教育法に基づく大学、又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専攻する学科を卒業した者、2.知的障害者福祉司、身体障害者福祉司その他社会福祉事業従事者として2年以上その職務を行い前号に準ずる学識経験を有すると認められる者。 児童相談所で、(1)児童、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって児童、保護者等に対し、心理診断を行う、(2)児童、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行う。 |
| 21. 生活指導員 | <p>①身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設の設備及び運営基準（S.60.厚生省社会局長通知）</p> <p>②知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（H.2.厚令）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 障害者更生施設、授産施設等で、入所者が日常生活におけるよい習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行う。 通勤寮で、対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他独立自活を行うために必要な生活指導を行う。 資格：1.学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において心理学、教育学又は社会学を修めて卒業した者、2.学校教育法の規定による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上知的障害者の福祉に関する事業に従事した者、3.前2号に掲げる者のほか、知的障害者の更生援護に関し相当の学識経験を有すると認められる者。 |
| 22. 寮母 | <p>①養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（S.41.厚生省令）</p> <p>②身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設の設備及び運営基準（S.60.厚生省社会局長通知）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 老人ホーム、母子寮、障害者施設、婦人保護施設等で、入寮者の身の回りの世話、生活指導、児童の保育、就職・内職の相談などの仕事に従事する。 |
| 23. 栄養士 | <p>栄養士法（S.22）</p> | <ul style="list-style-type: none"> （法）栄養士の名称を用いて、栄養の指導に従事する。管理栄養士は、複雑又は困難なものを行う適格性を有する者として登録された栄養士。 保健所、学校、病院、給食センター、社会福祉施設、行政機関、食品会社などで栄養学に基づいた栄養バランスのある献立の作成、実際に調理する人たちに栄養に関する知識の向上や調理法の改善など栄養全般の指導をする。 |

| | | |
|------------------|--|---|
| 24. 調理師（員） | 調理師法（S.33） | <p>（法）調理師の名称を用いて、調理の業務に従事することができる者として、都道府県知事の免許を受けた者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レストラン、寿司や、旅館などの飲食店、学校や病院・施設などの給食施設、喫茶店、あるいは魚介類販売所などで働く。 |
| 25. 歩行訓練・生活訓練指導員 | <ol style="list-style-type: none"> ① 「障害者の明るいくらし」促進事業実施要綱（H.10.厚生省大臣官房障害者保健福祉部長通知） ② 市町村障害者社会参加促進事業実施要綱（H.10 厚生省大臣官房障害者保健福祉部長通知） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導（歩行訓練、身辺・家事管理、福祉機器の活用方法、社会資源の活用方法、コミュニケーションに関すること等）を行う。 |
| 26. 身体障害者相談員 | <ol style="list-style-type: none"> ① 身体障害者福祉法（S.26） ② 身体障害者福祉法による身体障害者相談員及び知的障害者福祉法による知的障害者相談人の設置について（H.10.厚生省障害保健部障害福祉課課長通知） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県から委託を受けて、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行う。資格：社会的な信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者。 |
| 27. 点訳者（指導員） | <ol style="list-style-type: none"> ① 「障害者の明るいくらし」促進事業実施要綱（H.10.厚生省大臣官房障害者保健福祉部長通知） ② 市町村障害者社会参加促進事業実施要綱（H.10 厚生省大臣官房障害者保健福祉部長通知） ③ 視聴覚障害者情報提供施設及び補装具製作施設の設備及び運営管理基準（H.2.厚生省社会局長通知） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 点訳奉仕員は、点字図書の増刷及び普及に協力する。また、市町村等からの依頼により点字による相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動等に協力する。 ・ 点字図書館で、点訳奉仕者の点字指導を行う。 |
| 28. 手話通訳士（者） | <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生省告示（審査・証明事業の認定 H.1） ② 「障害者の明るいくらし」促進事業実施要綱（H.10.厚生省大臣官房障害者保健福祉部長通知） ③ 視聴覚障害者情報提供施設及び補装具製作施設の設備及び運営管理基準（H.2.厚生省社会局長通知） ④ 市町村障害者社会参加促進事業実施要綱（H.10 厚生省大臣官房障害者保健福祉部長通知） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害者と聴覚に障害のない者との間のコミュニケーションの確立に必要とされる手話通訳を行う。 ・ 「障害者の明るいくらし」事業のうちに、「手話通訳設置事業」が位置づけられている。また、聴覚障害者情報提供施設には、手話通訳者の派遣事業が位置づけられている。 ・ 通訳奉仕員は、市町村等公的機関からの依頼による聴覚障害者等に関する広報活動、文化活動にも協力する。 |

| | | |
|------------------|---|--|
| 29. 要約筆記者 | <p>①「障害者の明るいくらし」促進事業実施要綱（H.10.厚生省大臣官房障害者保健福祉部長通知）</p> <p>②市町村障害者社会参加促進事業実施要綱（H.10 厚生省大臣官房障害者保健福祉部長通知）</p> | <p>・要約筆記奉仕員は市町村等からの依頼により、中途失聴者、難聴者等の意思伝達を仲介するとともに、大会等の場において講演内容等を頭上投影機（OHP）などを使用して要約筆記するほか、広報活動等に協力する。</p> |
| 30. ホームヘルパー | <p>①身体障害者ホームヘルプサービス事業運営要綱（H.2.厚生省社会局更生課長通知）</p> <p>②心身障害児（者）ホームヘルプサービス事業運営要綱（H.2.厚生省児童課程局長通知）</p> | <p>①身体障害者ホームヘルプサービス事業（身体障害者が居室において日常生活を営むことができるよう、身体障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して入浴等の介護、家事等の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、身体障害者の自立と社会参加を促進し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。便宜の内容：（1）入浴、排せつ、食事等の介護（ア.入浴の介護、イ.排せつの介護、ウ.食事の介護、エ.衣類着脱の介護、オ.身体の清拭、洗髪、カ.通院等の介助）、（2）調理、洗濯、掃除等の家事（ア.調理、イ.衣類の洗濯、補修、ウ.住居等の掃除、整理整頓、エ.生活必需品の買い物、オ.関係機関との連絡）、（3）生活等に関する相談、助言（生活、身上、介護に関する相談、助言）、（4）外出時における移動の介護（外出時の移動の介護等外出時の付き添いに関すること（（1）の業務の一環として行われる外出時の付き添いを除く。）、（5）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜（（1）から（4）に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言）に関して訪問援助を行う。</p> <p>②心身障害児（者）ホームヘルプサービス事業（重度の心身障害のため独立して日常生活を営むのに著しく障害のある心身障害児（者）を抱えている家庭に対し、ホームヘルパーを派遣して適切な家事、介護等の日常生活の世話をを行い、もって重度の心身障害児（者）の生活の安定に寄与する等その援助を図ることを目的とする）に関して、訪問援助を行う。</p> |
| 31. ガイドヘルパー | <p>①身体障害者ホームヘルプサービス事業運営要綱（H.2.厚生省社会局更生課長通知）</p> <p>②「障害者の明るいくらし」促進事業実施要綱（H.10.厚生省大臣官房障害者保健福祉部長通知）</p> | <p>①ホームヘルパーが行う「便宜の内容」中の（4）を専門に行う。</p> <p>②「障害者の明るいくらし」事業（ノーライゼーション（障害のある人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくり）の理念の実現に向けて、さまざまな障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、コミュニケーション、文化・スポーツ活動等自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、必要な社会参加促進施策を総合的かつ効果的に実施し、障害者に対する国民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進することを目的）のうちに、「外出介護員（ガイドヘルパー）ネットワーク事業」として位置づけられている。</p> |
| 32. 通訳・介助者（盲ろう者） | <p>「障害者の明るいくらし」促進事業実施要綱（H.10.厚生省大臣官房障害者保健福祉部長通知）</p> | <p>・盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業の中で、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、訪問介護員（ガイドヘルパー）、身体障害者更生施設職員等を対象に養成・研修を行うとされている。</p> |

| | | |
|----------------|--|---|
| 33. 精神保健福祉相談員 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (S.25.) | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等の精神保健福祉センター及び保健所で、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行う。資格：学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するものその他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事等が任命した者。 |
| 34. 児童福祉司 | 児童福祉法 (S.22) | <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に務める。任用：1.厚生大臣の指定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生大臣の指定する講習会の課程を修了した者。2.学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。3.医師、4.社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者、5.前各号に準ずる者であって、児童福祉司として必要な学識経験を有するものの中から任用される。 |
| 35. 児童指導員 | <ul style="list-style-type: none"> ①児童福祉施設最低基準 (S.35.厚令) ②重症心身障害児（者）通園事業実施要綱 (H.8.厚生省児童家庭局長通知) | <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期宿泊施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）、児童相談所等で児童の生活指導を行う。資格：次の各号の 1 に該当する者でなければならない。1.厚生大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者、2.大学の学部で、心理学、教育学又は社会学を修め、学士と称することを得る者、3.学校教育法の規定による高等学校卒業した者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者、4.学校教育法の規定により、小学校、中学校又は高等学校の教諭となる資格を有する者であって、厚生大臣又は都道府県知事が適当と認定した者、5.3年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生大臣又は都道府県知事が適当と認定した者。 |
| 36. 保育士（保母・保父） | 児童福祉法施行令 (S.23.政令) | <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設において、児童の保育に従事する。次のいずれかに該当する者でなければならない。1.厚生大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者、2.保育士試験に合格した者。 |
| 37. 母子指導員 | 児童福祉施設最低基準 (S.35.厚令) | <ul style="list-style-type: none"> 母子生活支援施設で、母子の生活指導を行う。資格：1.厚生大臣の指定する |

| | | |
|---------------|--------------------------------------|--|
| | | 指導福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者、2.保育士の資格を有する者、3.学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校を卒業若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの。 |
| 38. 児童自立支援専門員 | ①児童福祉法（S.22） ②児童福祉法施行令 | ・児童自立支援施設（不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設）で、児童の自立支援の業務を行う。 |
| 39. 児童生活支援員 | ①児童福祉法（S.22） ②児童福祉法施行令 | ・児童自立支援施設（不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設）で、児童の生活支援の業務を行う。 |
| 40. 家庭相談員 | 家庭児童相談室設置運営要綱（S.39.厚生省事務次官通知） | ・家庭児童相談室（家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務のうち専門的技術を必要とする相談指導業務を行う）における相談指導業務を行う。 |
| 41. 地域子育て指導員 | 特別保育事業実施要綱（H.10.厚生省児童家庭局長通知） | ・地域子育て支援センター事業の中で、子育て家庭の育児不安等に対する相談指導等の支援活動の企画、調整、実施を専門的に担当する。 |
| 42. 児童厚生員 | ①児童福祉法（S.22） ②児童福祉施設最低基準（S.35.厚令） | ・児童厚生施設（児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設）で、児童の遊びを指導する。資格：次のいずれかに該当する者でなければならない。1.母子指導員の資格を有する者、2.学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭となる資格を有する者又は同法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。）が適当と認定したもの。 |
| 43. 作業所職員 | 各作業所の規定による | ・障害者等で、一般就労が難しく、また、法定の授産施設等が利用しにくい人たちの就労の場としての小規模作業所その他の作業所で、就労の援助を行う。 |

| | | |
|----------------------------|--|---|
| <p>44. グループホーム 世話人</p> | <p>①知的障害者地域生活援助事業実施要綱（H.1.厚生省児童家庭局長通知） ②精神障害者地域生活援助事業（精神障害者グループホーム）実施要綱（H.4.厚生省保健医療局長通知）</p> | <p>①地域の中にある知的障害者グループホーム（共同生活を営む知的障害者に対し、食事提供等の生活援助体制を備えた形態）での生活を望む知的障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、知的障害者の自立生活を助長することを目的として日常生活の援助を行う。世話人は、知的障害者の福祉の増進に熱意があり、数人の知的障害者の日常生活を適切に援助する能力を有する者でなければならない。 ②地域において精神障害者グループホームでの生活を望む精神障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立生活を助長することを目的として日常生活の援助を行う。世話人は、精神障害者に理解があり、数人の精神障害者の日常生活を適切に援助する能力を有する者でなければならない。</p> |
| <p>45. 知的障害者福祉司</p> | <p>①知的障害者福祉法（S.35） ②知的障害者福祉司の職務内容等について（S.35.厚生省社会局長通知）</p> | <p>・福祉事務所長の命を受けて、知的障害者の福祉に関し、主として、次の業務を行う。1.福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行う。2.「知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務」のうち、専門的技術を必要とするものを行う。</p> |
| <p>46. 職業指導員</p> | <p>①児童福祉施設最低基準（S.35.厚令） ②身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設の設備及び運営基準（S.60.更生省社会局長通知）</p> | <p>・知的障害児施設、児童養護施設等において、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じた職業指導を行う。 ・障害者更生施設、授産施設等で、障害の特性、障害の影響、障害への対応等に配慮しながら職業訓練、授産指導を行う。</p> |
| <p>47. 作業指導員</p> | <p>①知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（H.2.厚令） ②精神障害者社会復帰施設設置運営要綱（S.36.厚生省保健医療局長通知）</p> | <p>・障害者更生施設、授産施設等で、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行う。作業指導員はその指導する業務について相当の経験及び技能を有する者でなければならない。</p> |
| <p>48. 知的障害者相談員</p> | <p>①知的障害者福祉法（S.35） ②身体障害者福祉法による身体障害者相談員及び知的障害者福祉法による知的障害者相談人の設置について（H.10.厚生省障害保健部障害福祉課長通知）</p> | <p>・都道府県の委託を受け、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に監督保護するもの）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行う。資格：社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生の援助と必要な保護に熱意と識見を持っている者。</p> |
| <p>49. 地域生活支援 ワーカー</p> | <p>知的障害者生活支援事業実施要綱（H.8.厚生省児童家庭局長通知）</p> | <p>・知的障害者通勤寮等に設けられた知的障害者生活支援センター（地域において単身で生活している知的障害者の相談に応じ、助言を与えるなど地域生活に必要な支援を行うことにより、これらの知的障害者の地域生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする）で、通勤寮等内の職員と協力し、対象者</p> |

| | | |
|------------------|--|--|
| | | <p>の把握及び適切な支援活動を行うため、次のことを行う。ア.対象者の把握：生活支援を希望する知的障害者本人の申請に基づき、地域で生活している知的障害者の登録を行う。イ.登録された知的障害者に対する支援業務(ア)相談活動、(イ)日常生活の点検、(ウ)その他の支援活動。資格：知的障害者の援護について相当の経験及び知識を有する者であって、知的障害者に関する各種の福祉施策についても熟知しているもの。</p> |
| 50. コーディネーター | <p>①障害児（者）地域療育等支援事業実施要綱（H.8.厚生省児童家庭局長通知） ②障害児（者）地域療育等支援事業の取扱いについて（H.8.厚生省児童家庭局障害福祉課長通知）</p> | <p>・地域生活支援事業（在宅障害児（者）及び保護者等に対し、家庭を訪問する等により在宅療育に関する保護者の相談等に応ずるとともに、各種福祉サービスの提供に係る援助、調整等を行い、在宅障害児（者）の地域生活に対する日常的なボランティア活動を行う者の育成及び地域住民に対して障害者に関する啓発活動を行う）を行う支援施設で、在宅福祉を担当する。コーディネーターは、児童指導員、生活指導員、社会福祉主事等の資格を有するものであって、障害児（者）の処遇の業務について実務経験を5年以上有し、各種福祉施策に熟知していることが望ましい。</p> |
| 51. 精神科ソーシャルワーカー | <p>①精神保健福祉士法（H.9） ②精神障害者社会復帰施設設置運営要綱（S.36.厚生省保健医療局長通知） ③精神障害者地域生活援助事業（精神障害者グループホーム）実施要綱（H.4.厚生省保健医療局長通知） ④精神障害者地域生活支援事業実施要綱（H.8.厚生省保健医療局長通知）</p> | <p>（法）精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。</p> |

第2章 関係機関・団体での「障害者の保健福祉における専門職員及び関連職員の養成研修の実施状況に関する調査」結果

I 背景と目的

わが国における障害保健福祉施策は、1980年（昭和55年）以降大きく発展してきたといえる。この間に、「障害者対策に関する長期計画」（1983～1992）、「障害者対策に関する新長期計画」（1993～2002）、その重点施策実施計画としての「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」(1996～2002)などが策定され、その推進が図られてきた。

「障害者プラン」においては、「地方公共団体への支援」の項で、『保健福祉マンパワー養成に関する事業に対して積極的な支援策を講ずる。』と明記したほか、障害者プランの第一の視点である「地域で共に生活するために」において「マンパワーの養成・確保」の項を掲げ、『ホームヘルパー、施設職員、地域における専門スタッフ等の計画的養成・確保を図るとともに、作業療法士、理学療法士などリハビリテーションにかかるマンパワーの量的・質的充実を図る。点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話通訳者その他専門的知識・技能を有する者の養成・確保を図る。』等、明記された。

また、障害保健福祉施策全般について総合的に見直すために、1996年（平成8年）に障害関係3審議会（身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会障害福祉部会、公衆衛生審議会精神保健福祉部会）にそれぞれ企画分科会が設置され、合同で審議が行われた結果、「今後の障害保健福祉施策の在り方について（中間報告）」が1997年（平成9年）12月に出された。

この中間報告においては、「専門職の養成と生涯研修体制の整備」の項において、『障害の特性に応じたりハビリテーション等の需要に対応する専門職として、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、手話通訳士、生活訓練専門職等があるが、公的団体が自主的に行う養成も含め、これらの専門職の養成を積極的に推進すべきである。また、それぞれの専門職がその知識・技術を高めていくためには、研修水準ごとに生涯研修体制を整備するとともに、地域や施設においてこれらの専門職が活動できる場の整備が必要である。さらに、点訳奉仕員、手話奉仕員等のボランティア、各種障害者関係相談員についても、障害の特性に応じた人材の育成を図るべきである。』とされた。

このような問題提起を具体化するためには、障害者関係施設や地域事業に必要とされる各種専門職の数量の把握、養成（供給）計画の立案、養成・研修カリキュラムの検討、専門職配置の具体的方策、養成・研修に関する国・都道府県における役割の明確化、国立身体障害者リハビリテーションセンターや都道府県における総合リハビリテーションセンター等における養成・研修のあり方の検討、現任訓練体制の構築等が必要とされる。

このような背景において、平成10年度障害保健福祉総合研究事業として「専門職及び関連職種養成・研修のあり方に関する研究」が取り組まれた。この研究の一部として、関係機関・団体での障害者の保健福祉における専門職員及び関連職員の養成研修の実施状況に関する調査を実施した。

Ⅱ 方法と対象

障害者に関わる専門職員及び関連職員の養成研修を実施している代表的な機関・団体等における養成研修の現況と課題を把握するために、これらの機関・団体の関係者からのヒアリング調査と、これらの機関・団体等から発行されている資料・報告書等による文献研究を行った。

ヒアリングにご協力いただいた機関・団体は以下の通りである。

- ・ 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院
- ・ 国立秩父学園附属保護指導職員養成所
- ・ 全国社会福祉協議会中央福祉学院
- ・ 全国社会福祉協議会障害福祉部
- ・ 日本社会福祉士会
- ・ 日本介護福祉士会
- ・ 日本精神医学ソーシャルワーカー協会
- ・ 日本知的障害者愛護協会
- ・ 全国精神障害者社会復帰施設協会

Ⅲ 結果

1 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院

国立身体障害者リハビリテーションセンターは、1979年（昭和54年）に厚生省により創設され、その事業目的の一つである専門職員の養成研修の実施機関として、「学院」が設置された。

当学院学則によると、「国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における養成訓練は、身体障害者のリハビリテーションに関する技術者（将来、技術者になろうとする者を含む。）に対し、身体障害者のリハビリテーションに関する理論及び技術を授けることを目的とする。」とされている。

（1）養成課程

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における養成課程は5課程であり、それぞれの入学定員、修業年限及び入学資格は表1のとおりである。

表1 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院・養成課程

| | 養成課程 | 定員 | 年限 | 入学資格 |
|---|--------------|-----|----|--------------------|
| 1 | 視覚障害生活訓練専門職員 | 20人 | 1年 | 学校教育法により大学院に入学できる者 |
| 2 | 聴能言語職員養成課程 | 30人 | 2年 | |
| 3 | 手話通訳専門職員養成課程 | 10人 | 1年 | 20歳以上 |

| | | | | |
|---|---------------------|-----|----|---|
| 4 | 義肢装具専門職員養成課程 | 10人 | 3年 | 学校教育法により大学に入学できる者 |
| 5 | リハビリテーション体育専門職員養成課程 | 20人 | 2年 | 教育職員免許法による保健体育の高等学校教諭の専修免許状又は1種免許状を有する者 |

表1のような養成課程の職種は、身体障害者のリハビリテーションや福祉サービスにおいて必須の専門職種である。国立身体障害者リハビリテーションセンターで養成が開始された時点では、それぞれの課程はわが国において先駆的なものであった。

視覚障害者の歩行や生活訓練を担当する専門職員の養成は、当学院のほか、日本ライトハウスにおいても実施されているが、現在でもこの2か所のみである。聴能言語職員養成課程は、1971年（昭和46年）に開設されたが、開設当初は1年課程でスタートし、1995年（平成7年）度から2年課程となった。1997年（平成9年）の「言語聴覚士法」の制定により国家資格化され、1999年（平成11年）4月現在は、全国に25の養成施設があり、1年間の養成定員は900人である。

手話通訳専門職員養成課程は、1998年（平成元年）に制度化された「手話通訳士」を養成するモデル校として設置されたものであり、全国において国の予算事業として実施されている「手話奉仕員・手話通訳者養成事業」の総仕上げとして、「手話通訳士」合格者を確保するための課程と理解できる。現在でも、手話通訳士の養成課程は全国で当学院1か所のみである。

義肢装具専門職員養成課程は、平成元年に国家資格化された「義肢装具士」を養成するために設置されたものである。1999年（平成11年）4月現在、義肢装具士を養成する学校は全国に5校あり、1年間の養成定員は110人である。

リハビリテーション体育専門職員養成課程は、身体障害者更生施設等において、身体障害者のリハビリテーションにかかる体育及びスポーツの指導を専門とする技術者の養成を行っており、入学資格が大学において体育を専攻した者を対象としていることから、高度な専門職員の養成をめざしてきた。

（2）研修課程

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院で実施している研修は、1998年（平成10年）度現在、13種類あり、それらの研修名、定員、日数は表2のとおりである。

表2 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修

| | 研 修 名 | 定員 | 日数 |
|---|--------------------------------------|------------|----------|
| 1 | リハビリテーション心理職研修会Ⅰ リハビリテーション心理職研修会Ⅱ | 20人 30人 | 5日 5日 |
| 2 | 福祉機器専門職員研修会 | 60人 | 5日 |

| | | | |
|----|--------------------------|-----|----|
| 3 | 盲ろう者通訳が「ヘルパー」指導者研修会（応用） | 20人 | 5日 |
| 4 | 身体障害者更生相談所身体障害者福祉司等実務研修会 | 60人 | 5日 |
| 5 | 視覚障害歩行訓練研修会 | 20人 | 5日 |
| 6 | 補聴器適合判定医師研修会 | 30人 | 5日 |
| 7 | リハビリテーション看護研修会 | 30人 | 4日 |
| 8 | 手話通訳士専門研修会 | 20人 | 5日 |
| 9 | 音声言語機能等判定医師研修会 | 30人 | 5日 |
| 10 | 靴型装具専門職員研修会 | 15人 | 5日 |
| 11 | 身体障害者自動車運転指導者研修会 | 20人 | 5日 |
| 12 | 義肢装具等適合判定医師研修会 | 50人 | 5日 |
| 13 | 視覚障害者用補装具適合判定医師研修会 | 20人 | 5日 |

これらの研修は、身体障害者福祉行政の基盤である障害認定、補装具適合判定等を行う医師を対象としたものや、都道府県において身体障害者福祉に関する専門的指導を行う立場にある身体障害者福祉司や、身体障害者更生施設においてリハビリテーションを担当する職員の現任訓練として実施されてきた。

1979年（平成54年）に、身体障害者のリハビリテーションの中核機関として国立身体障害者リハビリテーションセンターが開設されてから、全国的に身体障害者のリハビリテーションを普及するためのフロンティア的な役割を果たすことが求められ、主要5事業の一つとして、専門職員の養成研修に力が入れられてきたのである。当学院で養成研修を受けた者が、都道府県において他の職員を指導をできることをめざしている。これまでの25年間に、全国的な専門職の教育課程、養成・研修課程の増加、ニーズの変化等に伴い、研修会が廃止されたり、新たな研修会を開始したりと、研修内容を変えてきた。

身体障害者のリハビリテーションや保健福祉に従事する専門職員の養成研修は、国レベル、都道府県レベル、市町村レベルの役割を明確化することが必要であり、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院は、国レベルの役割を担っているところから、現在の養成課程、研修内容、対象人数、研修の達成目標、研修評価システム等について、根本的に見直す必要があるのではないだろうか。

2 国立秩父学園附属保護指導職員養成所

国立秩父学園は1958年（昭和33年）に設置され、「知的障害の程度が著しい児童又は盲、

若しくはろうあである知的障害児を入所させ、その保護及び指導を行い、あわせて全国の関係施設における知的障害児の保護及び指導の向上に寄与すること」を目的としている知的障害児施設である。

(1) 養成課程

国立秩父学園附属保護指導職員養成所は1964年（昭和39年）に開設され、知的障害関係施設等で働くことを志している者を対象とし、修業年限は1年間であり、講義、実習、見学等を通して基礎理論を学び、実践の場で終業することにより、表3のような任用資格を取得できる。

表3 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における養成課程

| | 養成課程 | 定員 | 受験資格 | 任用資格 |
|---|--------|-----|---------------------|--------------------------------|
| 1 | 児童指導員科 | 40人 | 4年生大学卒業生、卒業見込み者 | 児童指導員、児童福祉司 知的障害者福祉司、社会福祉主事 |
| 2 | 保母専修科 | | 保母資格を有する者 取得見込み者 | 児童指導員、社会福祉主事 |

(2) 研修課程

国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修は、表4のとおり4コース実施されている。

表4 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修コース

| | 研修コース | 定員(各回) | 期間 | 回数(年) |
|---|-----------------|--------|-------|-------|
| 1 | 新任職員コース(指導員・保母) | 40人 | 1週間程度 | 1回 |
| 2 | 指導員・保母コース | 40人 | 1か月 | 2回 |
| 3 | 看護婦・看護師コース | 15人 | 1週間程度 | 1回 |
| 4 | 施設長コース | 20人 | 4日間 | 1回 |

新任職員コースは、知的障害関係施設において勤務経験が1年から2年目までの指導員・保母を対象とし、直接援助職員として働くために必要な基礎的な知識・技術等を習得させ、資質に向上を図るとともに、参加者相互の交流を図ることを目的としている。

指導員・保母コースは、①知的障害関係施設において、児童指導員、生活指導員、作業指導員、保母として勤務年数が5年以上を経過した者を対象として年1回、②2年以上5年以下の者と対象として年1回、実施しているものであり、講義・実習・見学等を通じて基礎的な理論を学び、実践の場で生かせる技術を習得することを目的としている。

看護婦・看護師コースは、知的障害関係施設において、入所者・通所者の健康管理に当たる看護婦（士）・准看護婦（士）を対象とし、知的障害関係施設の役割、施設における医療（看護）の役割、知的障害児（者）への看護のあり方、福祉（指導スタッフ）や医療（医療スタッフ）との連携、地域福祉の中での施設医療のめざす方向等についての研修を受けるものである。

施設長コースは、知的障害関係施設において施設長の経験5年未満の施設長、若しくは施設長候補者を対象に実施し、施設運営に関する専門的研修を実施し、施設長の資質の向上、最新の情報の提供、現実の課題についての討議をし、施設相互の交流を図ることを目的としている。

養成課程については、児童指導員科、保母専修科合わせて年間40名を対象とし、施設内の宿舎において1年間生活をしながら学習し、人数も多くないこともあり、きめ細かな教育がなされている。1年間寝食を共にすることから、学生同士のネットワークができる良い面があるが、期を越えての縦の関係が作りにくいというマイナス面もある。

学習内容については、近年は、施設内の処遇にとどまらず、地域生活を支援する視点を取り入れている。コンピュータ導入による情報提供のシステム化についても検討が必要とされている。また、社会福祉士受験資格との関係で、現在の1年コースから2年コースへの修業年限延長も検討課題となっている。開設当時、知的障害関係施設で働く優秀な職員を確保する観点からか、受験料・授業料は無料であり、宿舎における利用料、食費も徴収されていない。今後、社会福祉士受験資格との兼ね合いで、修業年限、カリキュラムなどの見直しをする際には、これらの費用負担についても、他の養成機関との整合性から検討が必要とされるであろう。

また根本的な検討課題として、国立機関の使命の観点、すなわち、わが国における知的障害関係機関の中核的機関（Center of Centers）として、国立秩父学園を、現在の知的障害児施設中心のあり方から、全国の知的障害関係機関で働く専門職員の養成研修を中心とする機関への方向転換についても、議論がでているところである。

国、都道府県、市町村の役割分担を明確化し、国の機関は全国をリードしていく役割をもっていることから、実践部門においては、都道府県においては処遇困難なケースを研究・試行的に取り上げ、これらの実践を通して、特定事例の処遇プログラム、指導・援助・支援マニュアル等を作成し、それらを全国的に普及していく役割を含めて、専門職員の養成研修を実施していくことを具体化しなければならない時期にきているといえよう。

3 全国社会福祉協議会中央福祉学院

全国社会福祉協議会中央福祉学院は、全国社会福祉協議会が社会福祉研修センターを1975年（昭和50年）に千代田区に設置し、1993年（平成5年）に「中央社会福祉研修センター」に名称を変更し、1995年（平成7年）5月に現在の神奈川県三浦郡葉山町に移転したものである。その後の1995年（平成7年）6月に現在の名称「中央福祉学院」に変更された。

中央福祉学院は養成課程はもたず、資格認定課程と研修課程中心であるが、ここで実施している研修課程は非常に多職種であり、わが国における社会福祉関係者の研修としては最大規模で実施されているといえよう。

(1) 資格認定課程

中央福祉学院は、社会福祉に従事する職員の資格認定課程及び「社会福祉士」国家試験受験資格取得のための課程が実施されており、これらは以下の3種である。

- ① 社会福祉主事資格認定通信課程（行政機関○、民間機関※）
- ② 社会福祉施設長資格認定講習課程（○）
- ③ 社会福祉士通信課程（※）

(2) 現任訓練

以上のような資格認定課程の他、行政機関及び民間機関・施設で働く各種職員を対象とする現任訓練が実施されており、それらは、以下の16種である。

- ① 都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修課程（○）
- ② 福祉事務所新任所長研修課程（○）
- ③ 福祉事務所新任査察指導員研修課程（○）
- ⑤ 児童相談所相談関係指導職員研修会（○）
- ⑥ 社会福祉法人経営者研修課程（○）
- ⑦ 社会福祉施設長サービス管理研修課程（○）
- ⑧ 福祉施設長専門講座（※）
- ⑨ 社会福祉施設指導職員特別研修課程（△）
- ⑩ 介護福祉士養成施設介護担当教員特別研修課程（○）
- ⑪ 介護福祉士養成実習指導者特別研修課程（○）
- ⑫ 都道府県・指定都市社会福祉協議会管理職員研修課程（※）
- ⑬ 市区町村社会福祉協議会管理職員研修課程（※）
- ⑭ 都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関職員研修課程（※）
- ⑮ 職場研修担当職員研修課程（※）
- ⑯ 社会福祉士現任研修課程（※）

(3) 対象別研修

これらの研修を対象別に整理すると、以下の5種類となる。

- ① 地方自治体の行政機関職員
- ② 施設経営者
- ③ 社会福祉施設長
- ④ 社会福祉施設事業従事者
- ⑤ 都道府県、市区町村における社会福祉協議会に従事する職員

また、これらの研修事業の実施主体や財源によって区別すると、国の委託事業（○）、国の補助事業（△）、全国社会福祉協議会の独自事業（※）に分けられる。

(4) 障害分野に関わる研修

上記の研修は広く社会福祉事業従事者を対象に実施されており、これらの研修の中から障害に特定した研修を取りだすと、以下の2課程のみであり、国の委託事業として実施されている。

- ① 都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修課程における「障害者福祉指導担当者」を対象とする、年1回、100人を対象とし、研修期間は3日間
- ② 社会福祉施設長サービス管理研修課程における「障害者福祉施設コース」で、年1

回、200人を対象とし、研修期間は3日間

全国社会福祉協議会中央福祉学院は、以上のように、わが国における社会福祉分野における職員の養成研修に関わっている社会福祉法人として、最大規模であり、全国的にリーダーシップを取っているといえる。年間58コースが開催され、総参加者数は年間13,000人にもなる。研修カリキュラムについては、講義を中心としつつも、最近では、受講者が受け身ではなく、受講者自身が参加し、研修会を作り上げていくように、小グループに分かれてのワークショップであるとか、協同でプランをつくるなど、参加型の研修となるように工夫している。

研修後の評価については、通信課程については、レポート提出、添削、面接授業等により評価している。現任訓練については、施設指導者のためのスーパービジョン研修においては、受講前に困難事例などを集めるという事前研修の段階があり、研修を実施し、その後、職場においてスーパービジョンを実施し、施設長が取り組みを評価するなどしている。

現任訓練の期間は、長期間に設定すると参加が困難になるので、何回かに分けて実施することもある。また、中堅者を対象とする研修は、参加対象者も参加希望者も非常に多い。

(5) 福祉職員階層別研修

また、全国社会福祉協議会中央福祉学院では、1996年(平成8年)度に、都道府県社会福祉研修実施機関が活用することを前提とした「福祉職員階層別研修『指導指針』と『標準研修プログラム』」を策定した。これは、都道府県レベルでの研修体系の確立を目的とし、階層ごとに修得課題を明らかにし、具体的なプログラムを示したものである。

この『標準研修プログラム』が活用されることにより、①中長期的・体系的な人材育成プログラムの整備の促進、②各職場における職員の育成目標の明確化、③職員個々の修得課題の明確化と学習への動機づけ、等が期待される。

『標準研修プログラム』の特徴は、以下の通りである。

- ① 経験年数や役職に応じて「新任職員(経験2年未満)」「中堅職員(経験2年以上)」「指導的職員(主任、係長、事務長等)」「施設長等運営管理職員」の4つの階層を想定し、各階層ごとに学ぶべき内容を『基礎編』、『指導編』、『管理編』として3分冊にまとめた。
- ② 『基礎編』は新任職員と中堅職員、『指導編』は指導的職員、『管理編』は施設長等運営管理職員向けの内容となっている。
- ③ 各階層ごとに、業種・職種を問わず、福祉サービス従事者に共通して求められる「福祉サービスの特性や必要となる能力(専門性)」と「社会人・組織人として必要な能力(組織性)」の2つの側面から、研修課題を設定している。
- ④ 各階層ごとの研修課題を、『基礎編』、『指導編』、『管理編』にまとめ、各項目がステップアップしていく構成となっている。
- ⑤ テキストの構成は、『基礎編』、『指導編』、『管理編』に共通しており、1章 福祉の理念・動向、2章 福祉サービスの実践、3章 組織活動、4章 職場の問題解決、5章 職場の課題形成、6章 コミュニケーション、7章 チームワークとリーダーシップ、8章 能力開発、である。

4 全国社会福祉協議会障害福祉部

社会福祉協議会は「地域において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協同的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織」とされている。

全国社会福祉協議会は都道府県・指定都市社会福祉協議会の連合体であり、都道府県・指定都市社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会、全国社会福祉施設経営者協議会、福祉団体連絡組織等をもって組織されている。障害に関わる組織としては、全国社会福祉協議会内に「障害福祉部」があり、障害福祉部には、全国厚生事業協議会、全国社会就労センター協議会、全国身体障害者施設協議会などが置かれている。

(1) 全国社会就労センター

全国社会就労センターでは、授産施設等職員を対象に、以下のような研修を実施している。

- ① 全国社会就労センター職員研修会：年1回開催、3日間、参加者400人
- ② 全国社会就労センター長研修会：年1回開催、2日間、参加者300人
- ③ セルプ協リーダー養成ゼミナール：前期4日間、後期3日間、参加者25人

(2) 全国身体障害者施設協議会

全国身体障害者施設協議会では、療護施設を中心とした職員を対象に、以下のような研修を実施している。

- ① 療護施設中堅職員研修会・療護施設看護婦研修会：各年1回開催、各3日間、参加者は中堅職員200人、看護婦100人
- ② 全国療護施設長セミナー：年1回開催、2日間、参加者200人

(3) 全国厚生事業協会

全国厚生事業協会は、厚生関係施設職員、精神障害回復者・アルコール依存者の処遇職員、都道府県等行政担当者、婦人相談所職員、婦人相談員、社協職員等を対象に、以下の研修会を実施している。

- ・精神障害者社会生活支援サービス研修会：年1回開催、2日間、参加者200人

(4) 全国救護施設協議会

全国救護施設協議会では、救護施設関係役職員を対象に、以下の研修会を実施している。

- ・救護施設福祉サービス研修会：年1回開催、3日間、参加者100人

5 日本社会福祉士会

1987年（昭和62年）の「社会福祉士法及び介護福祉士法」により国家資格化された「社会福祉士」は、1999年（平成11年）1月現在、約14,000人おり、そのうちの約7,000人が日本社会福祉士会の会員である。1998年（平成10年）4月現在、社会福祉士一般養成課程は15校17課程であり、入学定員数は約2,500人である。

日本社会福祉士会は1996年（平成8年）4月に社団法人として認可され、ソーシャルワーク専門職の職能団体として法的な地位を得ている。日本社会福祉士会会員のうち、身体障害者更生援護施設で働いている者は285人（4.44%）、知的障害者援護施設で働いてい

る者は752人（11.7%）、精神障害者社会復帰施設で働いている者は34人（0.53%）である。社会福祉士会会員の所属先を調査した結果であり、このような障害者関係施設に従事している会員は、日本社会福祉士会全会員の16.67%に相当する。これらの他、所属先として児童福祉施設、救護施設、福祉事務所、相談機関などと回答した会員のうち、障害者に関わる業務に従事している者が他にもいることが推定される。

（1）生涯研修制度

日本社会福祉士会は、1994年（平成6年）度から生涯研修特別委員会を設置し、生涯研修体制について検討してきた。これらの検討がまとめられ、1999年（平成11年）4月から、生涯研修制度が開始される予定である。

① 生涯研修の目的

社会福祉士会の会員が、ソーシャルワーカーの倫理綱領にもとづき、福祉援助・活動ができるよう必要な知識、技術を常に向上させるために、生涯にわたり行われる研修である。

② 研修の種類

生涯研修の実施機関は、同会内に設置される生涯研修センターであり、研修の種類は、5つに分けられ、それらは以下のとおりである。

ア 集合研修：生涯研修センターが主催又は共催する研修

イ 実習研修：センターが認めた機関・施設等において一定期間行う研修

ウ グループ研修：集合研修に該当しない小規模研修であり、グループ研修報告書を提出する。

エ 自己研修：自宅等において文献や教材を用いて行い、かつ、自己研修報告書を提出する。

オ その他：センターが認めた研修

③ 認定の方法

会員はセンターが発行する「生涯研修手帳」に研修記録を記入し、指定された期間に単位認定の申請をする。

④ 生涯研修の課程

生涯研修の階層的課程は、基礎研修課程、共通研修課程、専門別研修課程の3つに分けられる。それらの内容、条件等は表5のとおりである。

表5 日本社会福祉士会の生涯研修制度

| 研修課程 | 研修内容 | 特徴・条件等 |
|--------|---|---|
| 基礎研修課程 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士とは ・専門職団体とは ・倫理綱領、行動規範 ・ネットワークづくり など | <ul style="list-style-type: none"> ・新入会者は必修 |
| 共通研修課程 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の動向 ・社会福祉士の共通知識、技術、方法の習得 ・演習を重視する ・地域の情報 ・ネットワークづくり など | <ul style="list-style-type: none"> ・どの分野に従事する社会福祉士にも共通 ・3年を1期間として60単位取得 ・単位修了者に証明書発行 ・既存の研修を活用する ・大学、他団体の研修と連携 |

| | | |
|---------------|--|--|
| <p>専門研修課程</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス対象分野を越えて、役割機能別にコースを設定 ・ 実際の職務で必要とされる知識、技術、方法の習得 <p>[コースの具体例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談コース ・ 成年後見コース ・ ケアマネ指導者コース ・ 実習指導者コース ・ 保健医療コース ・ 家族問題コース など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研修、共通研修を修了した上に積み上げる ・ 他団体の研修と連携 ・ 修了者に認定書を発行 |
|---------------|--|--|

社会福祉専門職の職能団体としてこのような生涯研修制度を開始することは、画期的なことであり、ソーシャルワーカーがまさに専門職として認められるようになるための具体的取り組みといえよう。

(2) 障害分野における研修

表5における専門研修課程は、障害、児童、高齢者等対象別に分けての切り口ではないが、日本社会福祉士会としては、現在、全国研修としても、また、支部研修としても、「障害者のケアマネジメント」に関する研修に力を入れている。

介護保険制度におけるケアマネジャーは、あらゆる分野の職種が想定されているが、介護保険の対象外である若年障害者の自立、社会参加、自己実現を支援するケアマネジャーとして、生活を総合的に支援する専門職である社会福祉士への期待が高い。

また、身体障害、知的障害、精神障害等、障害特性による固有のニーズに対応できるソーシャルワーカーが求められていることから、日本社会福祉士会と障害関係機関との連携により、今後、よりよい研修体制が築かれることが望まれる。

6 日本介護福祉士会

介護福祉士制度は、1987年（昭和62年）に創設され、その後各県単位で職能団体を設立していたが、1994年（平成6年）に「日本介護福祉士会」を設立し、調査・研究事業、研修事業を実施してきた。

介護福祉士養成施設は、1998年（平成10年）度は290校333課程、入学定員数約20,000人であり、毎年、新たに約20,000人の介護福祉士が誕生する状況となっている。養成期間は2年間が中心であるが、3年、4年の課程もある。現在は、介護福祉士養成施設の卒業者は全員自動的に介護福祉士の資格を取得でき、これが、介護福祉士のレベルを保つために一つの問題となっている。

すでにホームヘルパーや寮母として介護業務に従事していた者を対象とする国家試験が1988年（平成元年）度から実施されている。平成11年1月現在の介護福祉士有資格者は、約13万人であり、そのうち日本介護福祉士会に入会している者は約5,000人である。

日本介護福祉士会としては、全国研修、ブロック研修、各県支部研修などを実施してい